

# 令和3年度保育料等助成制度について

大館市では、秋田県の「すこやか子育て支援事業」を活用し、次の内容で保育料等助成制度を実施しております。

- 【内 容】市内にお住まいのお子さんが認定保育施設を利用している場合、その保育料等について、**申請書を提出した月から助成します。** 遡って助成することはできませんのでご注意願います。
- 【提出書類】次の書類の提出をお願いします。

全てのかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料等助成申請書</li> <li>・入園承諾書の写し(利用開始年月日、施設名及び利用料が分かる契約書や入園証等)</li> <li>・代理請求に伴う委任状</li> </ul>
ひとり親世帯 第3子世帯 <sup>1</sup> 第3子世帯 <sup>2</sup> 第2子世帯 <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本(全部事項証明書) ※すでに子ども課へ提出している場合は、提出不要です。</li> <li>&lt;未婚のひとり親のかたのみ&gt;</li> <li>・寡婦(夫)控除みなし適用申出書</li> </ul>

- 1 第3子世帯① 平成28年4月2日～平成30年4月1日に第3子以降が出生した世帯の第2子以降の子ども
- 2 第3子世帯② 平成30年4月2日以降に第3子以降が出生した世帯の第2子以降の子ども
- 3 第2子世帯 平成30年4月2日以降に出生した第2子本人

【提出先】大館市子ども課

【対象施設】大館市認定保育施設

【対象経費】基本保育料、給食費(副食費)が対象です。入園料や延長保育料、バス代、一時預かり保育料などは助成対象外です。給食費(副食費)の助成は、月額4,500円が上限です。

【助成区分表】

市町村民税所得割課税額 <sup>1・2</sup> の父母の合計額による区分	世帯別 助成割合									
	一般世帯		ひとり親世帯		第3子世帯		第3子世帯		第2子世帯	
	保育料	給食費 (副食費)	保育料	給食費 (副食費)	保育料	給食費 (副食費)	保育料	給食費 (副食費)	保育料	給食費 (副食費)
48,600円未満	1/2 助成		1/2 助成		全額 助成		全額 助成		全額 助成	
48,600円以上 169,000円未満	1/4 助成	1/2 助成	1/2 助成		全額 助成		全額 助成		全額 助成	
169,000円以上 301,000円未満	対象外	1/4 助成	対象外	1/2 助成	対象外	全額 助成	1/2 助成	全額 助成	対象外	全額 助成
301,000円以上	対象外	1/4 助成	対象外	1/2 助成	対象外	全額 助成	対象外	全額 助成	対象外	全額 助成

- 1 8月までは前年度、9月以降は当該年度の市町村民税所得割課税額により区分を決定します。
- 2 市町村民税所得割課税額は、税額控除(調整控除を除く)の控除前の額です。